

平成四年国家公安委員会規則第九号

交通事故調査分析センターに関する規則
道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八
八条の十六第一項及び第二項、第八八条の十七第
三項、第八八条の二十四並びに第八八条の二十五
の規定に基づき、交通事故調査分析センターに関
する規則を次のように定める。

(指定の申請)

第一条 道路交通法(以下「法」という。)第八
八条の十三第一項の規定により交通事故調査分
析センター(以下「分析センター」という。)
の指定を受けた申請書は、次に掲げる事
項を記載した申請書を国家公安委員会に提出し
なければならぬ。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地
- 三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し
なければならぬ。

- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の名簿、住所及び略歴を記載した書面
- 四 法第八八条の十四各号に掲げる事業の実施
に関する基本的な計画を記載した書面
- 五 資産の総額及び資産の種類を記載した書面
並びにこれを証する書面

(指定の基準)

第一条の二 法第八八条の十三第一項の規定によ
る指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第八八条の十四各号に掲げる事業(以下
この条において「分析センターの事業」とい
う。)の実施に関し、適切な計画が定められ
ていること。
- 二 分析センターの事業を適正かつ確実に進行
するため必要な経理的基礎を有すること。
- 三 分析センターの事業を行うことにより分析セ
ンターの事業が公正になるおそれがないこ
と。

(欠格事由)

第二条 分析センターは、次の各号のいずれかに
該当する者を法第八八条の十四第二号に規定す
る事故例調査(以下「事故例調査」という。)
に従事させてはならない。

- 一 未成年者
- 二 法第八八条の十九の規定による命令により
役員又は職員を解任され、解任の日から起算
して二年を経過していない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第八八条
の十八の規定に違反して罰金の刑に処せら
れ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ
とがなくなつた日から起算して二年を経過し
ていない者

(事故例調査に従事する職員の身分を示す証券)

第三条 法第八八条の十五第二項の証券の様式
は、分析センターが定める。

2 分析センターは、前項の様式を定めたとき
は、速やかに、これを国家公安委員会に届け出
なければならない。これを変更したときも、同
様とする。

3 国家公安委員会は、前項の規定による届出が
あつたときは、当該様式を公示するものとす
る。(警察署長等が提供することができる情報等)

第四条 法第八八条の十六第一項の国家公安委員
会規則で定める情報又は資料は、次のとおりと
する。

- 一 法第七十二条第一項後段又は法第七十五条
の二十三第一項後段若しくは同条第三項後段
の規定による報告に係る情報又は資料
- 二 法第七十二条第三項又は法第七十五条の二
十三第五項の規定による指示に係る情報又は
資料
- 三 法第七十二条の二第二項(法第七十五条の
二十三第六項において読み替えて準用する場
合を含む。)の規定による措置及び法第七十
二条の二第二項(法第七十五条の二十三第六
項において準用する場合を含む。)の規定に
よる保管に係る情報又は資料

2 法第八八条の十六第二項の国家公安委員会規
則で定める情報又は資料は、次の各号の区分に
従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとす
る。

- 一 警察庁 次に掲げる情報又は資料
ア 交通事故に関する統計を作成するために
集められた情報又は資料
イ 法第七十五条の二十九、法第六六条又は
法第七七条の六の規定による報告に係る情
報又は資料
ウ その他交通事故又は交通事故の防止に係
る情報又は資料で警察庁の所掌事務に関し
て集められたもの
- 二 都道府県警察 次に掲げる情報又は資料
ア 交通事故に関する統計を作成するために
集められた情報又は資料

イ 法第八八条の二第二項又は第二項に規定
する講習その他交通安全教育に関する情報
又は資料

ウ 法第八十一条第一項の規定による調査に
係る情報又は資料

エ その他交通規制又は交通安全施設に関す
る情報又は資料

(特定情報管理規程の認可の申請等)

第五条 分析センターは、法第八八条の十七第一
項前段の規定により特定情報管理規程の認可を
受けようとするときは、その旨を記載した申請
書に当該特定情報管理規程を添えて、これを国
家公安委員会に提出しなければならない。

- 2 分析センターは、法第八八条の十七第一項後
段の規定により特定情報管理規程の変更の認可
を受けようとするときは、次に掲げる事項を記
載した申請書を国家公安委員会に提出しなけれ
ばならない。
- 一 変更しようとする事項
- 二 変更を必要とする理由

(特定情報管理規程の記載事項)

第六条 法第八八条の十七第三項の特定情報管理
規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 特定情報(法第八八条の十七第一項に規定
する特定情報をいう。以下この条において同
じ。)の適正な管理及び使用に関する職員の
意識の啓発及び教育に関する事項
- 二 特定情報の適正な管理及び使用に係る事務
を統括管理する者の指定に関する事項
- 三 特定情報に係る電子計算機及び端末装置を
設置する場所の出入場の管理その他これらの
施設への不正なアクセスを予防するための措
置に関する事項
- 四 特定情報の記録された物の紛失、盗難及び
び損を防止するための措置に関する事項
- 五 特定情報の使用及びその制限に関する事項
- 六 その他特定情報の適正な管理及び使用を図
るため必要な措置に関する事項

第七条 法第八八条の二十一第二項の証券は、別
記様式第一号のとおりとする。

(分析センターの運営に対する配慮)

第八条 警察庁は、分析センターに対し、次に掲
げる事項について、必要な配慮を加えるものと
する。

- 一 事故例調査の円滑な実施を図るため必要な
都道府県警察との連絡調整に関すること。

二 法第八八条の十四第二号の規定による分析
又は同条第三号の規定による分析若しくは調
査研究の円滑な実施を図るため必要な技術又
は知識の提供に関すること。

三 法第八八条の十四第四号から第六号までの
事業の円滑な実施を図るため必要な関係機関
との連絡に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、分析センター
の事業の円滑な運営を図るため必要な便宜の
供与に関すること。

2 都道府県警察は、分析センターに対し、次に
掲げる事項について、必要な配慮を加えるもの
とする。

- 一 事故例調査の円滑な実施を図るため必要な
関係機関との連絡に関すること。
- 二 法第八八条の十四第二号の規定による分析
又は同条第三号の規定による分析若しくは調
査研究の円滑な実施を図るため必要な技術又
は知識の提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、分析センター
の事業の円滑な運営を図るため必要な便宜の
供与に関すること。

(電磁的記録媒体による手続)

第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定め
る規定による提出については、当該書類の提出
に代えて当該書類に記載すべきこととされてい
る事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方
式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識
することができない方式で作られる記録であつ
て電子計算機による情報処理の用に供されるも
のに係る記録媒体をいう。)及び別記様式第二
号の電磁的記録媒体提出票を提出することによ
り行うことができる。

- 一 申請書 第一条第一項並びに第五条第一項
及び第二項
- 二 定款 第一条第二項
- 三 役員の名簿、住所及び略歴を記載した書
面 第一条第二項
- 四 事業の実施に関する基本的な計画を記載し
た書面 第一条第二項
- 五 資産の総額及び資産の種類を記載した書
面 第一条第二項
- 六 特定情報管理規程 第五条第一項
- 七 事業計画及び収支予算 法第八八条の二十
第一項
- 八 事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び
財産目録 法第八八条の二十第二項

